

厚生労働省発基安 0520 第 1 号

労働政策審議会

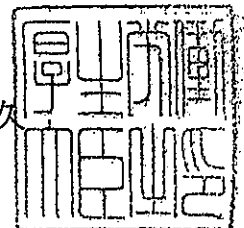
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、「労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」（別紙 1）、「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案要綱」（別紙 2）及び「労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令案要綱」（別紙 3）について、貴会の意見を求める。

平成 27 年 5 月 20 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久



労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の
施行期日は、平成二十八年六月一日とすること。

労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 労働安全衛生法施行令の一部改正

譲渡又は提供の際にその名称等を表示しなければならない物の範囲を、別表第九に掲げる物及び別表第九に掲げる物を含む製剤その他の物で厚生労働省令で定めるものまで拡大すること。ただし、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限るものとする。

第二 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

この政令は、平成二十八年六月一日から施行すること。

二 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を設けること。

労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 名称等の表示の対象となる物の追加等

1 譲渡又は提供の際にその名称等を表示しなければならない物のうち、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第九に掲げる物を含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものとして、アクリル酸を含む製剤その他の物でアクリル酸の含有量がその重量の1パーセント以上であるもの、アクリル酸エチルを含む製剤その他の物でアクリル酸エチルの含有量がその重量の1パーセント以上であるものを定めること。

2 譲渡又は提供の際にその名称等を表示しなければならない物として定められているアルキル水銀化合物を含む製剤その他の物でアルキル水銀化合物の含有量がその重量の1パーセント以上であるものについて、アルキル水銀化合物の含有量をその重量の〇・三パーセント以上とする等の見直しを行うこと。

3 令別表第九又は別表第三第一号1から7までに掲げる物を含む製剤その他の物のうち、運搬中

及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならないものであつて、次のいずれにも該当しないものについては、譲渡又は提供の際にその名称等を表示しなければならない物から除くものとする。

- (一) 危険物（労働安全衛生法施行令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。）
- (二) 以外の物であつて、爆発又は火災の原因となるおそれのあるもの
- (三) 皮膚に対して腐食の危険を生ずる物

二 名称等の通知の対象となる物の範囲の見直し

譲渡又は提供の際にその名称等を通知しなければならない物として定められているアセトンシアノヒドリンを含有する製剤その他の物でアセトンシアノヒドリンの含有量がその重量の〇・一パーセント以上であるものについて、アセトンシアノヒドリンの含有量をその重量の一パーセント以上とする等の見直しを行うこと。

三 総括安全衛生管理者が統括管理する業務等の追加

総括安全衛生管理者が統括管理する業務並びに安全委員会及び衛生委員会の付議事項に、労働安全衛

生法（以下「法」という。）第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関することを追加すること。

四 危険性又は有害性等の調査の実施時期等

1 法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「調査」という。）は、次の時期に行うものとする。

（一）法第五十七条第一項の政令で定める物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下「調査対象物」という。）を新規に採用し、又は変更するとき。

（二）調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。

（三）（一）又は（二）の時期のほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2 調査は、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次のいずれかの方法（調査のうち危険性に係るものにあつては、（一）又は（三）の方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により行わなけ

ればならないものとする。

(一) 当該調査対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該調査対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法

(二) 当該業務に従事する労働者が当該調査対象物にさらされる程度及び当該調査対象物の有害性の程度を考慮する方法

(三) (一)又は(二)の方法に準ずる方法

五 調査の結果等の周知

- 1 事業者は、調査を行ったときは、当該調査対象物の名称、当該業務の内容、当該調査の結果及び調査の結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容を、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならないものとする。
- 2 1の周知は、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること等の方法により行うものとする。

第二 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十八年六月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。

